

あなたの企画を カタチにします！

男女共同参画地域活動パワーアップ補助金

県では誰もがいきいきと活躍できる男女共同参画社会の実現を目指し、団体等が自主的に企画・実施し、男女共同参画を進める事業に対して助成しています。あなたの団体やグループでも、補助金を活用して男女共同参画を進める事業を企画してみませんか？ただ今申込み受付中！

「男女共同参画地域活動パワーアップ補助金」は、たとえばこんな事業が対象です。

- 政治・審議会・自治会等の政策決定過程における女性参画の促進
- 男女共同参画を推進する女性リーダー・男性リーダーの育成
- 起業・キャリアアップ・再就職する女性のチャレンジへの支援
- JKビジネス・AV出演強要等の若年層に対する被害防止の啓発
- 若年層に向けた男女共同参画に関する意識啓発や情報発信のネットワークづくり
- 地域おこし、まちづくりや地域コミュニティ活動の分野における男女共同参画の推進 など



- ◆応募資格◆ 構成員がおおむね10人以上で、営利を目的とせず、公益性がある団体
- ◆助成額◆ 事業費が30万円以上の事業に対して1/3以内の額を助成します。
(上限50万円)
※平成31年3月31日までに終了し、4月10日までに実績報告書を提出できる事業に限ります。
- ◆助成団体数◆ 3団体程度
- ◆応募方法◆ 所定の応募書類に必要事項を記入し、平成30年5月10日(木)までにお申し込みください。

詳しくは 裏面をチェック！

静岡県くらし・環境部県民生活局男女共同参画課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

申込み・問合せ (平日:9:00~17:00) TEL: 054-221-2824

メール: danjyo@pref.shizuoka.lg.jp

1 趣旨

地域において男女共同参画を推進するため民間団体が自主的かつ主体的に企画し、運営する事業に県が助成します。

2 助成対象事業

静岡県男女共同参画基本計画を推進する次に掲げる社会貢献事業で、2以上の市町の区域において広域的に実施する事業（同一市町区域におけるものであっても、他の模範となる事業であれば可）

ア 男女共同参画社会の実現に向けた制度及び慣行の見直し並びに意識の改革を行う事業

イ 男女の人権の尊重及び男女平等の推進に関する教育及び学習の充実を推進する事業

ウ 男女間の暴力、セクシュアル・ハラスメント等の根絶を推進する事業

エ 男女が共に子育てや介護等に主体的に関わることができる環境づくりを推進する事業

オ 男女の健康の保持及び増進を推進する事業

カ 生活上様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境づくりを推進する事業

キ 政策又は方針決定過程への女性の参画の拡大を促進する事業

ク 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を可能にする環境整備を促進する事業

ケ 就業、起業、地域活動等でチャレンジしようとする女性を支援する事業

コ 国際社会及び地域社会の一員として行う活動への参画を支援する事業

サ まちづくりや観光振興、環境保全、科学技術、防災等暮らしを改善する事業

3 助成対象団体 * 次の要件全てを充たす団体が対象になります。

◇構成員がおおむね10人以上であること。

◇営利を主な目的としないこと。

◇団体会員内の親睦を主たる目的とするものでないこと。

◇宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

◇政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

◇静岡県暴力団排除条例に定める暴力団、暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

4 助成団体数 3団体程度

5 助成額

事業に要する経費（年間の総事業費が30万円以上の事業を対象）の3分の1以内の額を助成します。

（ただし、助成額は1事業あたり50万円を上限）

6 助成対象経費 以下の経費を除き、事業の実施に直接必要な経費が対象になります。

◇団体の固定的・経常的経費（団体等の構成員に係る人件費・事務所の家賃等）

◇助成対象事業以外の用途に転用可能な器具・備品（パソコン・AV機器等）の購入費

◇事業専用として契約していない電話（携帯・固定）やインターネット等の通信費

◇講師以外に係る食糧費（懇談会費、運営スタッフの食事等）

◇団体の構成員に対する諸謝金（助成額の3分の1を超えない講師料を除く）・報酬・その他これに類するもの

7 応募方法 * 指定の申込書類に記入し、5月10日（木）17時必着でお申し込みください。

申込書類は本課ホームページや『あざれあナビ』からも入手できますが、郵送を希望する場合は、締め切りに余裕を持って県へお問い合わせください。

で (<http://www.azarea-navi.jp>) →

8 選定方法

◇審査委員会による審査（書類審査及び応募団体のプレゼンテーション）により補助金交付団体を選定（内示）し、通知します。（プレゼンテーションは5月下旬頃を予定しています。）

◇内示を受けた団体には、指定された日までに「男女共同参画地域活動パワーアップ事業費補助金交付要綱」に基づく本申請を行っていただきます。